袖ケ浦市業務量調査分析委託仕様書

1 委託業務名

袖ケ浦市業務量調査分析委託

2 目的

本市の業務量を把握し、専門的な知見を踏まえ調査分析し、各部署の業務量を見える化することで、最適な職員数及び職員配置人数を見直し、後期基本計画の実施に向けた組織体制の整備につなげることを目的とする。

また、調査結果の分析に基づき、令和7年度以降に組織として取り組むべき課題の抽出を行い、業務改善を継続的に行うための基礎資料とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 対象部署

消防本部及び保育所、幼稚園を除くすべての部署(別紙「令和6年度袖ケ浦市行 政組織図」参照)を対象とする。

5 業務内容

本業務では、次の業務内容を行うものとする。ただし、業務内容はプロポーザルの実施により選定した受注者からの企画提案に基づき、発注者と協議し、決定する。

(1)業務の企画

本業務の具体的な実施方法、スケジュール等を企画し、実施体制と実施スケジュールについては、業務工程表及び業務体制表に記載すること。

(2)業務量可視化のための調査

①調査について

対象部署の事務事業を対象に、業務量及び業務プロセスなどを可視化するための調査様式及びそのマニュアルを作成し、これを活用して調査対象全部署へのヒアリング調査を行うこと。ヒアリング調査結果の取りまとめは、受注者が行うこと。

また、必要に応じて現場観察等の追加調査を実施すること。

②調査方法の説明

調査の実施にあたっては、全庁で共通認識をもって取り組むことができるよう、管理職等を対象とした事前説明会を実施すること。

③調査様式記入等の支援

調査にあたっては、各部署が調査様式に必要事項を正しく記入することができるよう、他自治体と同様の事務事業がある場合は、記入の際に他自治体の回答例等を参照できるようにすること。

また、事前説明会後も各部署が調査様式への記入を円滑に行うことができるようヘルプデスク等を設置すること。

④調査の視点

調査様式は、以下の視点を参考に定量的・定性的に調査できる内容とする。

- ・事務事業の遂行プロセス
- 事務事業の業務量
- 事務事業の各工程に要する処理時間
- ・定型性・専門性などの特性
- ・従事制限等の法的制約の有無
- ・類似団体との比較(行政組織、職員数、財政関係指数等)

⑤資料の提供

対象部署の事務事業及び事務分掌の一覧表、その他調査に必要な資料は、契約締結後に協議し発注者から提供する。

(3) 打ち合わせの実施及び議事録の作成

本業務を適正かつ円滑に実施するため、事前にスケジュールや実施方法等を発 注者と受注者において打ち合わせを行うこと。

また、受注者は発注者に業務の進捗状況の報告を書面にて定期的に行い、双方協議の上、必要に応じて打ち合わせを行うこと。また、受注者は打ち合わせの都度、その内容を記載した議事録を作成し、打ち合わせ後14日以内に発注者に提出すること。

(4)調査結果の取りまとめ及び分析

各部署が記入等した調査様式に基づき、業務量の可視化のためのデータ(以下、 調査結果という。)を取りまとめること。

なお、調査結果は、対象部署の事務事業に対しての業務量が定量的・定性的に 理解しやすいものであること。

(5)調査結果に基づいた課題の抽出及び改善提案

調査結果に基づき、以下の視点を参考に、取り組むべき課題の抽出を行い、業 務の効率化が見込める事務事業及び組織体制の分析をすること。

なお、本事業に業務改善の実地支援は含まれないが、業務改善に取り組むこと ができるよう改善提案を行うこと。

- ・事務事業の執行体制 (組織・事務分掌)
- ・最適な人員配置
- ・事務事業の遂行プロセスの見直し

- ・事務事業の適正な担い手 (アウトソーシングや I C T 導入状況等)
- ・類似業務の集約化及びワンストップ化
- ・組織横断的な共通業務の比較や他自治体との比較

(6)業務委託分担表

業務委託の内容及び分担区分は、次のとおりとする。

業務内容	受注者	発注者(市)
各種様式、打ち合わせ資料、協議		
記録等の作成	O	
調査に必要な資料の提供		0
調査実施マニュアルの作成	0	
説明会の実施	0	0
調査様式の入力		0
ヒアリングの実施	0	0
調査結果の取りまとめ及び分析	0	
課題の抽出及び改善提案	0	_
報告書の作成	0	

6 成果物

調査結果、改善提案等をとりまとめた業務報告書を作成し、納品すること。納品部数は正本1部、電子媒体1部(CD-R又はDVD-R)とし、それぞれバインダー等で綴じたものを提出すること。

また、本業務全体に対し、検証結果を総括した業務報告書概要版を作成すること。納品時に、業務報告書に関する説明対応を行うこと。

本業務の成果品に関する著作権、利用権(開示権含む)その他の権利は、すべて 袖ケ浦市に帰属する。(受注者が本事業前に著作権を既に持つものは除く)

7 秘密保持

本市から知り得た情報(周知の情報を除く。)は、提案、契約、調査の目的以外に使用せず、契約終了後についても機密として保持し、第三者に開示もしくは漏洩しないように必要な措置をとること。

8 その他

仕様書に示した要件以外で、特に有効と思われる業務があれば、提案すること。